

居宅介護支援事業所重要事項説明書

＜令和 8 年 7 月 1 日現在＞

1 サービス相談窓口（当施設のサービスに関する相談、要望、苦情、および個人情報 の取扱いに関する相談）

（１）浦和しぶや苑

担当：介護支援専門員又は管理責任者

電話：０４８－８７６－２２２０（８時３０分～１７時３０分まで）

時間外連絡先：（代表）０４８－８７６－１８１１

第三者委員：栗原豊子 電話 ０４８－８７３－５０００

新藤三枝子 電話 ０４８－８７４－１６３７

（２）さいたま市緑区 高齢介護課

電話番号：０４８－７１２－１１７８

（３）さいたま市 介護保険課

電話番号：０４８－８２９－１２６４

（４）埼玉県国民健康保険団体連合会

電話番号：０４８－８２４－２５６８

2 浦和しぶや苑の概要

（１）居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	浦和しぶや苑
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾９２５番地
介護保険指定番号	居宅介護支援（埼玉県１１７０１００３６４号）
サービスを提供する 対象地域	さいたま市

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業 務 内 容	計
管理者 (主任介護支援専門員)	１名	名	サービス管理全般	１名
介護支援専門員	３名	名	サービス計画の立案管理等	３名

（３）営業日および時間

営業日	月曜日から金曜日（１２月３０日～１月３日までを除く）
営業時間	８時３０分 ～ １７時３０分

(4) 居宅介護支援の内容

① インテークワーク（面接・相談）

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

② アセスメント（課題分析）

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

③ 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

⑤ 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します

⑥ モニタリングの実施（状況把握）

少なくとも月 1 回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

⑦ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(5) 各サービス利用状況説明

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

(6) 施設入所への支援

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(7) 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

(8) 要介護認定等の申請に係る援助

- ・事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- ・事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

(9) サービスの提供の記録

- ・事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後 5 年間保管します。
- ・利用者は、事業者の開業時間内にその事業所において、当該利用者に関する上記サービス提供記録を閲覧できます。
- ・利用者は、当該利用者に関する上記サービス提供記録の複写物の交付を受けることが出来ます。
- ・契約書第 1 2 条第 1 項から第 3 項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(1 0) サービスの終了

① 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了 3 0 日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合……非該当又は要支援となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

③ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(1 1) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

3 利用料金

（１）利用料（１か月当たり）

①基本料金（ケアマネジャー１人当たりの取り扱い件数が４５未満の場合）

要介護１・２	12,000 円
要介護３・４・５	15,591 円

②加算料金

初回加算	3,315 円	特定事業所加算(Ⅰ)	5,734 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,762 円	特定事業所加算(Ⅱ)	4,652 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,210 円	特定事業所加算(Ⅲ)	3,569 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,972 円	特定事業所加算(A)	1,259 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,630 円	特定事業所医療介護連携加算	1,381 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,630 円	通院時情報連携加算	552 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,287 円	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,210 円
退院・退所加算(Ⅲ)	9,945 円	ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円
介護職員等処遇改善加算	所定単位の 2.1%		

③介護予防支援費

要支援１・２	4,884 円		
初回加算	3,315 円	委託連携加算（１回のみ）	3,315 円

※但し、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦サービスの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

（２）解約料

解約料は、一切いただきません。

4 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済と事故の拡大防止など必要な措置を講じます。

5 賠償責任

①事業者は、契約上のサービスを提供するに当たって、事業所の職員の故意や過失、もしくは契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。

ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは事業所の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。

②利用者は、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、事業所の職員などの生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、①のただし書きを準用します。

③事業者及び利用者は、①②の賠償は、誠意をもって速やかに対応し、履行するものとします。

6 秘密の保持

サービス提供をする上で知り得た利用者およびご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて同意を得ます。

7 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情、および個人情報の取扱いに関する相談は、居宅介護支援事業所管理者か下記窓口までお申し出下さい。

☆ サービス相談窓口 ☆

1. 浦和しぶや苑

電話番号：048-876-2220

(受付時間 8時30分から17時30分)

2. さいたま市緑区 高齢介護課

電話番号：048-712-1178

3. さいたま市 介護保険課

電話番号：048-829-1264

4. 埼玉県国民健康保険団体連合会

電話番号：048-824-2568

8 虐待の防止

事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 黒岩 聖

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症に対処するため事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施します。

10 ハラスメントの防止

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条 第 1 項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、セクシュアルハラスメントや パワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

(2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 騏 忠 会
＜所在地＞ 埼玉県さいたま市緑区中尾 9 2 5 番地
＜名 称＞ 浦 和 し ぶ や 苑 (公印省略)
 居宅介護支援事業所
＜説明者＞ 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

＜利用者＞ 住所 _____

氏名 _____

＜代理人＞ 住所 _____

氏名 _____

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件の通り、私及び家族は、社会福祉法人騏忠会 浦和しぶや苑が、私及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

<利用者> 住所 _____

氏名 _____

<代理人> 住所 _____

氏名 _____

<ご家族代表> 住所 _____

氏名 _____